

30年度国民健康保険事業費納付金の算定に使用する

医療費指数反映係数、所得係数及び調整係数の告示について（案）

平成30年2月県議会での当初予算成立後において、平成30年度国民健康保険事業費納付金の算定に使用する医療費指数反映係数、所得係数及び調整係数について、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」及び「国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例」の規定に基づき、下記のとおり定め、次のとおり告示する予定です。

1 医療費指数反映係数 α

$$\alpha = 1$$

2 所得係数 β

内 容	β
一般納付金所得係数 (医療分の所得係数)	1.1541010304238
後期高齢者支援金等納付金所得係数 (後期高齢分の所得係数)	1.1345394643916
介護納付金納付金所得係数 (介護分の所得係数)	1.1177350702608

3 調整係数 γ

内 容	γ
一般納付金基礎額調整係数 (医療分の調整係数)	1.0949517124669
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 (後期高齢分の調整係数)	0.999999994603
介護納付金納付金基礎額調整係数 (介護分の調整係数)	0.999999983668